

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

平成27年 1 月22日

鞍手町告示第 7 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

4 本部長は、本部員の中から統括を指名する。

5 統括は、本部長、副本部長の命を受けて、第 6 条に規定する部会を掌理する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第 5 条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会の設置)

第 6 条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。この場合において、部会長は、事前に統括及び他の部会長との協議を経なければならない。

3 部会名、部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。

4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

5 部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 部会長が必要と認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。

7 ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、部会へ報告する。

(庶務)

第 7 条 本部、部会及びワーキングチームの庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日告示第 20 号抄）

(施行期日)

第 1 条 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部名簿

推進本部役職	所属・役職	氏 名
本 部 長	町 長	岡 崎 邦 博
副本部長	副町長	折 尾 敬 敏
	教育長	外 園 哲 也
本 部 員	総務課長	梶 栗 恭 輔
	まちづくり課長	高 橋 奈美江
	管財課長	石 田 正 樹
	税務保険課長	石 田 克
	住民環境課長	大 村 俊 夫
	福祉人権課長	田鶴原 竜 二
	健康こども課長	沼 野 葉 子
	産業振興課長	柴 田 隆 臣
	都市整備課長	西 生 卓 矢
	会計課長（会計管理者）	小長光 弘 平
	教育課長	森 永 健 一
	上下水道課長	神 谷 徹
	議会事務局長	武 谷 朋 視

■事務局

役 職	所属・役職	氏 名
統 括	まちづくり課 課長	（ 高 橋 奈美江 ）
庶務総括	まちづくり課 まちづくり戦略係 係長	小 田 佑 亮
庶務担当	まちづくり課 まちづくり戦略係 主査	北 島 透